院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

順天堂大学医学部附属練馬病院

はじめに

薬剤師による疑義照会は薬剤師法に基づく極めて重要な業務です。患者さんが安全に安心して薬を使用していただくためには、薬剤師による疑義照会あるいは処方提案は非常に重要であり、その件数も増えています。一方で、形式的な問い合わせはそれ以上に多くあり、患者さん・薬局薬剤師・処方医師それぞれにご負担をかけている場合もあります。

　そこで当院では、2010年4月30日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う問い合わせを減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」の運用を始めました。

1. 基本事項

順天堂大学医学部附属練馬病院（以下、当院）と保険薬局は、院外処方箋における問合せの運用について、院外処方における問い合わせ簡素化プロトコルを作成し薬剤師法第23条２項＊に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への問い合わせを不要とする合意を締結します。

　なお、本プロトコルを適正に運用するために、当院薬剤科から「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」（以下　プロトコル）の趣旨や各項目の詳細についての説明を受けた上で、合意書を交わすことを必須条件としています。

（＊薬剤師法第23条2項： 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。）

1. 合意手順
2. 合意書の締結を希望する薬局は、当院薬剤科から「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」の趣旨や各項目の詳細についての説明を受けた上で、合意書を交わすことを必須条件としています。
3. 当院の「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」について参画をご希望される保険薬局に対して説明会を行っております。ご希望される保険薬局は、当院薬剤科までご連絡ください。（８の項参照）
4. 合意書に、必要事項（住所、保険薬局名称、代表者）を記載し・押印し、これを2通作成します。

※合意書の日付は、空欄でお願いします。作成した合意書は2通とも薬剤科宛に郵送してください。合わせて、合意書を返信するための封筒（レターパック）を同封してください。

※合意書の送付先〒177-8521東京都練馬区高野台3-1-10順天堂大学医学部附属練馬病院　　薬剤科宛「合意書在中」（大代表03-5923-3111）と必ず記載してください。

1. 院外処方箋問い合わせ簡素化プロトコルの運用に関する原則
2. 処方箋内に医師のコメントがある場合は、コメントを優先する。（『変更不可』等）。
3. 『含量規格変更不可』または『剤形変更不可』の記載がある場合には、その指示に従う。
4. 処方変更は、各医薬品の規格または剤形の違いにより効能・効果や用法・用量が異なる場合を除く。また、安定性や溶解性、体内動態を考慮し、有効性や利便性が向上する場合に限る。
5. 患者に変更理由・薬剤費等について、十分な説明を行い、同意を得た上で変更する。
6. 麻薬、覚醒剤原料および抗悪性腫瘍薬については本運用を適用としない。
7. 疑義照会で確認した事項に関しては、次回以降疑義照会は不要とする。

《院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル》

* 1. 同一成分の銘柄変更
  2. 同一成分の剤形変更
  3. 同一成分の規格変更（安定性、利便性の向上のための変更に限る）
  4. 軟膏剤での用量規格の変更
  5. 一包化調剤
  6. 残薬調整（減数調剤）
  7. 処方日数の適正化対応
  8. 医薬品の供給に関して

《院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル事例》

1. 同一成分の銘柄変更  
   同一主成分が含有されている全ての銘柄間の変更調剤を可能とする。

【先発品 ⇔ 先発品】例：ボナロン錠 35㎎ → フォサマック錠 35㎎  
【後発品⇔後発品】変更調剤後の薬剤料が変更前より超える場合

1. 同一成分の剤形変更  
   医薬品の安全性ならびに患者の利便性に限定して、薬剤師が判断し必要と認めたものに限り、剤形の変更調剤を可能とする。

※内服薬  
例：ブロチゾラム錠 0.25mg「ヨシトミ」 →ブロチゾラム OD 錠 0.25mg「サワイ」

※外用剤

例：テープ剤 ⇔ パップ剤の変更は可能。  
例：軟膏 ⇔ クリーム剤等の変更は不可。

1. 同一成分の規格変更  
   医薬品の安全性ならびに患者の利便性の向上に限定して、薬剤師が判断し必要と認めたものに限り規格の変更を可能とする。

例：カロナール錠 200mg 1.5 錠 → カロナール錠 300mg 1 錠

例：酸化マグネシウム錠「ヨシダ」 250mg 2 錠→酸化マグネシウム錠「ヨシダ」 500mg 1錠

1. 軟膏剤の用量規格の変更  
   ※合計処方量が変わらない場合は用量の規格変更を可能とする。  
   例：アンテベート軟膏 0.05％ 5g 2本 → アンテベート軟膏 0.05％ 10g 1 本
2. 一包化調剤  
   「患者希望」あるいは｢服薬アドヒアランスが不良な患者で一包化により向上が見込まれる｣場合は、一包化調剤を可能とする。

※個々の薬の一包化したときの安定性データに留意する。

1. 残薬調整（減数調剤）  
   薬歴上継続処方されている処方薬に残薬がある場合、投与日数の調整（短縮）を可能とする。

例：クロピドグレル錠75mg 「SANIK」 30 日分 → 27 日分（3 日分残薬があるため）

※次回受診日を考慮し、余裕をもって調整を行う。

※定期的な服用（自己調節指示の有る薬含む）をしていたにも関わらず、残薬がある場合に限る。

※疑義照会となる例：①服用を自己中断している場合、②服用忘れが多い場合

1. 処方日数の適正化（減数調剤）  
   週1回服用あるいは月1回服用の指示のある薬品の処方日数の変更を可能とする。

※週１回服用 （他の処方薬が14 日分処方の時）

例：ボナロン錠35mg 1 錠 １日１回 起床時（毎週○曜内服） 14 日分 → 2 日分

※「1 日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他剤と同一日数の場合（各 Rp との日数の矛盾が明確な場合）

例：バクタ配合錠 1 錠 １日１回 朝食後 1 日おき 30 日分 → 15 日分（他の処方が 30 日処方）

1. 医薬品の供給に関して  
   医療用医薬品の供給状況により、調剤に当たり必要量が用意できない場合は、①②③を適応し、後発品から先発品への変更も可能とする。ただし、代替薬が無い等、判断が困難な場合は通常の疑義照会を行う。
2. プロトコルに基づいた変更後の報告手順

このプロトコルに基づき処方変更し調剤した場合は、『院外処方問い合わせ簡素化プロトコル基づく対応報告書』に必要事項を記入し詳細を記載した処方箋または処方箋のコピーとともにFAXしてください。後発品の変更調剤に関しては連絡不要とします。

1. 合意の解除、変更

合意の解除、内容の変更については、順天堂大学医学部附属練馬病院と合意した保険薬局が必要に応じて協議することといたします。

1. プロトコルの改訂について

　プロトコルの改訂が行われた際、合意書を交わした薬局へ改訂のお知らせをいたします。改訂の内容によって、新たに合意書を交わす必要がある場合は、あわせてご連絡いたします。

1. 開始日

当院での決済完了日をもって合意書の締結日とさせていただきます。  
実際の運用は当院より合意書が返送された日より開始してください。

1. お問い合わせ窓口  
   医薬品情報室

E-Mail: di-yakuzai@juntendo-nerima.jp

<TEL:03-5923-3111>

FAX：03-5923-3230

【制定・改訂】

2024年4月1日（第1版）